

## 「令和8年度国の施策及び予算に対する重点要望」の概要

### は主な変更・追加等部分

項目番号	要望先	重 点 要 望 事 項	局 課 名
1 一部 変更	内閣官房 内閣府 総務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	<b>物価高騰への対策について</b> <b>【財政措置】</b> <p>(1) 国が一元的に実施する各種生活支援・事業者支援による消費者物価上昇率抑制策の実施や自治体独自の支援策への財政措置について、物価の状況に応じ継続すること。</p> <p>(2) 医療、介護・福祉、保育の分野における公的価格の算定において物価高騰を適切に反映すること。</p> <p>(3) 市有施設の光熱費や建設物価、<b>システム関係経費</b>をはじめとする行政コストの高騰分について、物価の状況に応じ、財政措置すること。</p>	財政局 財政課
2 新規	内閣府 総務省	<b>復旧・復興に向けた自治体間の支援体制の強化について</b> <b>【制度改善・財政措置】</b> <p>(1) 災害救助法に基づく救助の範囲を拡大（住家被害認定調査・罹災証明交付事務等）するとともに、必要な経費について確実に財源を確保すること。</p> <p>(2) 応急対策職員派遣制度に基づく経費が応援自治体の負担とならないよう、特別交付税の措置率の増加などにより、財政措置を講じること。</p>	総合政策局 危機管理課
3 新規	内閣府 文部科学省 スポーツ庁 経済産業省 国土交通省	<b>千葉マリンスタジアム再構築に係る支援措置について</b> <b>【制度改善・財政措置】</b> <p>(1) 新スタジアム再構築事業への財政支援の着実な実施</p> <p>(2) スタジアム・アリーナ整備への支援制度の拡充</p>	総合政策局 マリンスタジアム再整備 推進課
4	内閣官房 内閣府 総務省	<b>地方分権改革の推進について</b> <b>【制度改善】</b> <p>(1) 指定都市に対する的確な権限移譲と多様な大都市制度の早期実現</p> <p>(2) 提案募集方式に基づく改革の推進</p> <p>(3) 国と地方の協議の場への指定都市の参加</p> <p>(4) 法律による計画策定義務等の見直しについて</p>	総合政策局 政策調整課
5 一部 変更 (削除)	内閣官房 内閣府 総務省	<b>地方創生の推進について</b> <b>【制度改善】</b> <p>(1) 一都三県を一律に東京圏として、国の支援の対象外とする措置を取り止めるなど、それぞれの地域、圏域の特性を踏まえた、真に必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) こども施策をはじめとする居住地域にとらわれず等しく提供されるべきサービスについては、国の責任により必要な財源を確保するとともに、地方の実情に沿った施策を自らの責任で提供するため、財源の地域偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を早急に構築すること。</p>	総合政策局 政策企画課

項目番号	要望先	重 点 要 望 事 項	局 課 名
6 一部 変更	こども 家庭庁 文部科学省	<p><b>子ども医療費、学校給食費、多子世帯の保育料に係る国の支援等について</b>  <b>【制度創設、制度改善、財政措置】</b></p> <p>(1) 子ども医療費助成に係る財政措置を含む全国統一の制度の創設  (2) 国の財政措置による学校給食費の無償化の実施  (3) 多子世帯に対する保育料軽減の拡充</p>	こども未来局 こども家庭支援課 幼保運営課  教育委員会 保健体育課
7 一部 変更	こども 家庭庁 文部科学省	<p><b>待機児童ゼロの継続に向けた保育人材の確保と少子化の進行による 保育需要の減少局面を見据えた保育政策について</b>  <b>【制度創設、制度改善、財政措置】</b></p> <p>(1) 国による保育人材確保の取組みの推進  (2) 保育士等の待遇改善の充実  (3) 放課後児童支援員の安定的な確保に係る補助制度の創設及び拡充  (4) 定員割れ等が発生している保育施設の経営状況等の把握及び助言・指導等に関する支援策の創設</p>	こども未来局 幼保支援課 幼保運営課 健全育成課  教育委員会 生涯学習振興課
8 一部 変更	こども 家庭庁	<p><b>私立幼稚園の認定こども園移行に伴う財政措置について</b>  <b>【制度創設、財政措置】</b></p> <p>(1) 私立幼稚園の認定こども園等への移行により増加する施設整備に関する市町村の財政負担に対応した国の財政支援</p>	こども未来局 幼保支援課
9 一部 変更	こども 家庭庁	<p><b>乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る制度設計及び財政措置について</b>  <b>【制度創設、制度改善、財政措置】</b></p> <p>(1) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の本格実施に向けた適切な制度設計及び財源措置  ア 保育人材の確保に向けた待遇改善等  イ 事業者の安定運営に資する補助制度等の創設  ウ 利用時間上限の拡充と財政措置  エ 通常保育への影響を軽減するための運用と専任職員の配置促進  オ 一時預かり事業との関係性の明確化  カ 制度の認知度向上に向けた広報・啓発の強化  キ 納付化に伴う制度内容の早期提示</p>	こども未来局 幼保支援課
10	こども 家庭庁	<p><b>子どもの貧困対策の推進について</b>  <b>【財政措置】</b></p> <p>(1) 「母子家庭等対策総合支援事業費補助金」ほか、子どもの貧困対策に係る財政措置の拡充</p>	こども未来局 こども家庭 支援課
11 一部 変更	デジタル庁 総務省	<p><b>システム標準化にかかる経費の補助について</b>  <b>【制度改善、財政措置】</b></p> <p>(1) 補助金の上限額を拡充し、特定移行支援システムの移行が完了するまでの期間は必要経費の全額を補助すること。  (2) 制度改正等を実施する場合には、特定移行支援システムにも十分分配慮を行うこと。  (3) サービス提供事業者がガバメントクラウド上にシステム構築等を行うにあたり、モダン化を進めることなどにより、ガバメントクラウドの利用料が抑制される構成となるよう、ベンダ協議会等を通じて要請すること。</p>	総務局 情報 システム課

項目番号	要望先	重 点 要 望 事 項	局 課 名
12 一部 変更	総務省	<b>地方交付税における算定方法の見直しについて【制度改善、財政措置】</b> <p>(1) 臨時財政対策債について、廃止されるまでの間においては、指定都市に過度な配分を行わないよう、算定方法を見直すこと。</p> <p>(2) 特別交付税について、指定都市であるという理由で、財政力補正や他の市町村と異なる算入率が適用されていることから、実態に即した算定方法に見直すこと。</p> <p>(3) 物価高騰の影響に伴う市有施設の光熱費や委託料などの行政コストの高騰分、資材価格などの高騰による建設事業費の上昇分について、適切に基準財政需要額に反映させるよう、算定方法を見直すこと。</p>	財政局 資金課
13 一部 変更	法務省 文部科学省 厚生労働省 内閣官房	<b>外国人市民との共生の実現について 【制度創設、財政措置】</b> <p>(1) 外国人市民への生活支援策については、国の責任で対応すべきものであることを踏まえ、行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする内閣府に政策を統括推進する司令塔を設置するとともに、国、地方自治体、民間支援団体等を含む各主体との適切な役割分担により、強力に推進していくこと。</p> <p>(2) 外国人受入環境整備交付金について、急激に増加する外国人市民に合わせて、また、都市の規模やニーズに見合うよう、交付率及び上限額を引き上げ、対象事業を拡大するとともに、必要となる十分な財源を確保し、安定的、継続的な財政支援を講ずること。</p> <p>(3) 日本語学習支援について、義務教育課程におけるプレクラスの設置・運営経費への財政措置を講ずるとともに、日本語指導のための専門職員の配置に係る財政支援を講ずるなど日本語教育体制を強化すること。また、高校進学・卒業に必要な日本語能力を習得できるよう、民間支援団体等に対する外国にルーツをもつ生徒向け学習教室等の設置・運営経費に係る補助制度を創設すること。</p> <p>(4) 地域日本語教育について、ボランティア任せの現状を根本的に見直し、持続可能な制度設計を行うこと。また、人材や場所を含む体制構築・運営に要する経費については、国の責任において更なる財政措置を講ずること。さらに、就労目的の在留資格者について、現状においても、日本語教育の深刻な扱い手不足が危惧されることを踏まえ、実効性のある日本語教育カリキュラムと体制を国主導により早期かつ確実に構築すること。</p> <p>(5) 地域社会の構成員として活躍できるよう、滞在者に対する入国前後に日本語や日本の文化・社会制度を教育する機会を拡充するとともに、それらの理解度などを入国時や在留資格更新時に確認し、習得を促す仕組みを創設すること。</p>	市民局 国際交流課
14 一部 変更	文部科学省	<b>不登校児童生徒の多様な学びの機会の確保について 【財政措置】</b> <p>(1) 校内教育支援センターや教育支援センターにおいて、不登校児童生徒支援を行う教職員を、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」における教職員定数に位置付けるなど、安定的な配置に向けて必要な措置を講ずること。</p>	教育委員会 教育支援課 教育センター

項目番号	要望先	重 点 要 望 事 項	局 課 名
		<p>(2) (1)が実現されるまでの当面の措置として、校内教育支援センターや教育支援センターにおいて、不登校児童生徒一人一人に応じた支援を行うための人員の確保に向けて、国の予算を増額し、加配定数の拡充や、国庫補助における財政支援を現在の3分の1からさらに拡充するなど、必要な措置を講ずること。</p> <p>(3) 校内教育支援センター及び教育支援センターを設置するための場所の確保や、環境整備にかかる費用について、<b>国の予算を増額し十分な財政措置を行うこと。</b>また、学びの多様化学校の設置前の準備支援及び設置後の運営支援の増額と公立学校施設の整備に関する支援期間を延長すること。</p> <p>(4) 不登校児童生徒への多様な学びの機会に向けた支援において、各自治体が創意工夫をしながら柔軟に対応できるよう、自由度の高い交付金を新たに設けるなど、十分な財政支援を行うこと。</p>	
15 一部 変更	文部科学省	<p><b>夜間中学に係る支援の充実について【制度創設、制度改善、財政措置】</b></p> <p>(1) 教育支援体制整備事業費補助金（夜間中学の設置促進・充実事業の拡充）        • 補助対象期間を撤廃すること。        • 補助対象経費に対する補助率を引き上げること。</p> <p>(2) 多様な生徒に対応するための支援の充実        • 外国人生徒に対応するためのデジタル教科書を無償給与すること。        • 経済的に困難な方が夜間中学に就学する際の支援制度を<b>国として</b>新設すること。</p> <p>(3) 教職員配置の充実        • 一人一人の生徒に丁寧に対応し、きめ細かな日本語指導の支援ができるように、<b>学級編制の基準の引下げや教職員配置基準の見直し</b>を行うこと。</p>	教育委員会 学事課 教育指導課 教育職員課
16 一部 変更	文部科学省	<p><b>I C T を活用した学習環境の整備について 【制度改善、財政措置】</b></p> <p>(1) デジタル教科書全教科導入に向けた支援を行うこと。</p> <p>(2) <b>1人1台端末の利用に不可欠なデジタル教材の導入費用に対して、十分な財政支援を行うこと。</b></p> <p>(3) ネットワーク環境の維持管理に係る費用等について、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。</p> <p>(4) I C T 支援に係る必要な人材の確保等、教員が日常的に I C T を活用できる体制づくりの推進に向け、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。</p>	教育委員会 教育指導課 教育改革推進課 教育センター
17 一部 変更	文部科学省	<p><b>公立学校施設の整備推進について 【制度改善、財政措置】</b></p> <p>(1) 学校施設環境改善交付金（大規模改造、外部改修等）        • 計画事業量に見合った交付金予算額の確保        • リースを補助対象とする制度の拡充        • 建物の部位ごとの工事を補助対象とする制度の拡充        • 配分基礎単価（補助単価）の引き上げ        • <b>空調設備整備をはじめとした、工事費下限額の引き下げ及び工事費上限額の引き上げ</b></p>	教育委員会 学校施設課

項目番号	要望先	重 点 要 望 事 項	局 課 名
18 一部 変更	文部科学省	<b>教育の質を維持・向上するための教職員の確保について</b> <b>【制度創設、制度改善、財政措置】</b> <p>(1) 教職員定数の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少人数指導や専科指導等に係る指導方法工夫改善加配の拡充や、基礎定数化すること</li> <li>・外国人児童生徒等日本語指導等に係る児童生徒支援加配を充実させること。</li> <li>・通級指導に係る特別支援教育加配を拡充すること。</li> </ul> <p>(2) 教職員の負担軽減に向けた施策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）や副校長・教頭マネジメント支援員を含む専門スタッフの配置など、教員の負担軽減に向けた施策に対して、より一層の財政措置を講ずること。</li> <li>・スクールカウンセラーなどの専門家を教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすること。</li> <li>・部活動の地域展開を推進できるよう補助制度の創設及び十分な財政措置を講じること。</li> </ul>	教育委員会 教育職員課 教育指導課 教育支援課 保健体育課
19 新規	厚生労働省 総務省	<b>火葬場の整備等に対する支援措置について</b> <b>【制度創設、財政措置】</b> <p>(1) 火葬場整備に対する補助制度や、これに特化した起債制度、地方交付税措置など、必要な財政措置を講ずること</p>	保健福祉局 生活衛生課
20 新規	厚生労働省	<b>介護保険制度の円滑な実施について</b> <b>【制度改善、財政措置】</b> <p>(1) 介護給付費の財源に占める国の定率分の負担割合を20%から25%に引き上げるとともに、調整交付金については、国の負担割合25%とは別枠での措置とすること。</p> <p>(2) 介護人材の確保及び定着のため、処遇改善や、物価高騰を踏まえた適切な介護報酬を設定すること。</p>	保健福祉局 介護保険管理課
21	厚生労働省	<b>医療的ケア者支援に係る財政措置について</b> <b>【財政措置】</b> <p>(1) 障害者総合支援法に基づく報酬改定</p> <p>ア 生活介護の基本報酬に医療的ケア者の支援の負担を評価する区分を設けること。</p> <p>イ 福祉型短期入所サービスについても、医療型短期入所サービスの医療型短期入所受入前支援加算と同様の加算を設けること。</p>	保健福祉局 障害福祉 サービス課
22	厚生労働省	<b>特別児童扶養手当制度の抜本的な見直しについて</b> <b>【制度改善】</b> <p>(1) 児童の障害程度の認定について、認定請求者、地方自治体いずれにとっても明確かつ明瞭なものとし、制度の信頼性を高めるため、診断書から定量的に判断できる仕組みの導入などにより、障害程度認定基準及び診断書様式を抜本的に見直すこと。</p>	保健福祉局 障害者自立 支援課

項目番号	要望先	重 点 要 望 事 項	局 課 名
23 一部 変更	厚生労働省	<p><b>生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の実効性を高めるための所要の措置について 【制度改善、財政措置】</b></p> <p>(1) 生活保護制度について            ア 生活保護法第29条に基づく資料の提供規定について、金融機関等への回答を義務付けするなど、生活保護の更なる適正化を推進するために、法改正等の必要な措置を講じること。            イ 令和6年10月1日に施行された「子どもの進路選択支援事業」の国庫補助金額及び国庫補助率の設定にあたっては、各自治体の人口規模を考慮した上で、一律に取り扱うことなく地方の実情に応じたものにすること。</p> <p>(2) 生活困窮者自立支援制度について            ア 就労訓練事業に参入する事業者への優遇措置については、社会福祉法人等だけに認められている税制優遇を株式会社やNPO法人等にも拡大するなど、多種多様な事業者の更なる積極的な参入を促進する仕組みづくりを構築すること。            イ 自立相談支援事業をはじめとする各種事業については、法施行後10年以上が経過し、各種事業の利用者の増加等により事業実施に係る費用が毎年増加しており、今後も増加が見込まれる。については、各自治体が、地域の実情に応じて実効性のある事業を実施するための十分な基準額及び国庫負担・補助率を設定すること。</p> <p>(3) 両制度に対する財政措置について            生活保護制度と生活困窮者自立支援制度が一体として十分実効性が担保され、持続性があるものとなるよう、本来、全額国庫負担とすべきものであることも踏まえ、地方負担の増加に対し、人件費を含めた所要の財源について特段の措置を講じること。</p>	保健福祉局 保護課
24 一部 変更	厚生労働省	<p><b>国民健康保険制度への支援措置等について 【制度改善、財政措置】</b></p> <p>(1) 国保の財政基盤を強化するため、国と地方の協議において公費投入の合意がなされた毎年3,400億円の財政支援を確実に実施すること。            また、これらの財政支援が講じられても、国民健康保険事業の安定的な運営と低所得者層や中間所得者層の保険料負担軽減を図るために不十分であるため、国庫等の公費負担の更なる引き上げ措置を講じること。</p> <p>(2) 地方単独事業として実施している、心身障害者及びひとり親家庭への医療費助成に伴う、国民健康保険国庫負担金減額調整措置をすべて廃止すること。</p> <p>(3) 新たに創設する「子ども・子育て支援金」の追加に当たっては、国民健康保険制度の財政に影響が及ぶことがないよう、必要な財政措置を講ずること。</p>	保健福祉局 健康保険課

項目番号	要望先	重 点 要 望 事 項	局 課 名
25 一部 変更	経済産業省 環境省	<p><b>2050年ネット・ゼロに向けた事業者への取組支援及び暮らしの脱炭素化促進のための基盤整備について</b>  <b>【制度創設、制度改善、財政措置】</b></p> <p>(1) 産業部門における大幅な二酸化炭素排出量の削減に向け、「分野別投資戦略」で示された各分野への設備投資や中小企業のGXなどを進めるための財政支援を着実に実施すること。</p> <p>(2) <b>再生可能エネルギーの地産地消を進めるために、政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）の適用について見直しを実施すること。</b></p> <p>(3) <b>家庭部門における行動変容を促すための脱炭素推進に係るポイント付与事業を構築し、国において必要な財源を確保すること。</b></p>	環境局 脱炭素推進課
26 一部 変更	環境省 経済産業省	<p><b>持続可能なプラスチックリサイクルシステムの構築について</b>  <b>【制度改善、財政措置】</b></p> <p>(1) <b>循環型社会形成推進基本法の理念に沿って、発生抑制・再使用を優先させるため、規制的手法と組み合わせる炭素税等の経済的手法の導入など、循環利用される量を最適化する仕組みについて検討すること。</b></p> <p>(2) <b>拡大生産者責任の考え方に基づき、自治体と事業者の役割分担及び経費負担について見直すなど、プラスチックリサイクル制度を再構築すること。</b></p> <p>(3) <b>プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に要する経費に対して講じられている特別交付税措置については、分別収集の普及状況等を踏まえて普通交付税措置への移行を検討するなど、状況に応じた適切な財政措置を講じること。</b></p> <p>(4) <b>プラスチックの分別を容易にし、高品質かつ効率的なリサイクルを推進するため、プラスチック製品の使用材料の表示を義務化すること。</b></p> <p>(5) <b>民間事業者による再商品化施設の計画的な整備を支援するなど、リサイクルルートの充実強化を図ること。</b></p> <p>(6) <b>使用済プラスチック資源の再商品化の支障となる、小型充電式電池（リチウムイオン電池等）使用製品の実効性ある処理対策を講じること。</b></p>	環境局 廃棄物対策課
27 一部 変更	国土交通省 環境省	<p><b>モノレール施設の脱炭素化と利用促進に向けた設備整備支援の拡充について</b>  <b>【制度改善、財政措置】</b></p> <p>(1) <b>回生電力貯蔵装置を最大限活用するため、回生車両への更新に必要な事業費の確保及び補助対象項目の創設</b></p> <p>(2) <b>社会インフラであるモノレールを賢く活用し、脱炭素型のレジリエントで快適、かつ安全な沿線まちづくりを進めるため、駅舎設備類の高効率設備や省エネ設備等の導入・改修などカーボンニュートラルの実現に向けた取組み推進に係る調査・検討やその実現に係る一體的な補助メニューの創設</b></p>	都市局 交通政策課  環境局 脱炭素推進課

項目番号	要望先	重 点 要 望 事 項	局 課 名
28 一部 変更	国土交通省	<p><b>バス路線の維持確保に係る支援について 【制度改善、財政措置】</b></p> <p>(1) 自動車運転手の働き方改革の遵守に必要な運転手の確保・育成に対する支援強化や持続性の向上につながる交通DXの取組を推進</p> <p>(2) 路線バス事業者の運行経費への支援などを拡充することにより、事業者の経営に対する財政支援の拡充</p>	都市局 交通政策課
29	国土交通省	<p><b>航空機騒音の改善について 【制度改善】</b></p> <p>(1) 市民生活への影響が大きい早朝・夜間の時間帯において、最大限の軽減策を講じること。</p> <p>(2) 抜本的な対策として、羽田再拡張以来の長期的検討事項である、交差の解消・海上ルートへの移行等を実施し、千葉市上空への集中を解消すること。</p> <p>(3) 千葉市上空を通過する従来の飛行ルートにおいても、降下角の引上げによる騒音軽減について具体的かつ早急に検討すること。</p> <p>(4) 騒音軽減策の取組状況や現在の運用状況等について、市民への説明を丁寧に行うこと。</p>	環境局 環境規制課
30	国土交通省	<p><b>JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転について 【その他（新技術開発など）】</b></p> <p>(1) 羽田空港アクセス線と連携したJR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転の早期実現に向けた支援</p>	都市局 交通政策課
31 一部 変更 (削除)	国土交通省	<p><b>首都圏の連携を強化し都市の成長を支える広域幹線道路網の整備促進について 【財政措置】</b></p> <p>(1) 新湾岸道路の計画の早期具体化</p> <p>(2) 整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「(仮称)検見川・真砂スマートIC」及び一体となって進めいく一般国道357号「検見川立体」の整備</li> <li>・一般国道357号湾岸千葉地区改良(蘇我地区)</li> <li>・京葉道路の混雑解消のための整備</li> <li>・一般国道51号北千葉拡幅</li> <li>・首都圏中央連絡自動車道の整備</li> </ul> <p>(3) 調査促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般国道16号(穴川地区)の混雑解消のための調査</li> <li>・一般国道51号の木更津方面とのアクセス整備(貝塚ランプ)及び千葉都心部への延伸に向けた調査</li> </ul>	建設局 道路計画課
32 一部 変更	国土交通省	<p><b>将来にわたり持続可能なまちづくりを支える道路ネットワーク事業の拡充と安定的な財源の確保について 【財政措置】</b></p> <p>(1) 生産性向上等に資する道路、災害時にも地域の輸送を支える道路、整備が本格化する高規格道路の財源確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(主)生実本納線(赤井町地区)…①</li> <li>・(主)生実本納線(高田町地区)…②</li> <li>・塩田町・誉田町線(塩田町地区)…③</li> </ul> <p>(1) 社会資本整備総合交付金の重点配分対象事業の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要物流道路などと一体となって機能するもの…④</li> <li>・交通結節点機能を強化するもの…⑤</li> <li>・ICアクセス向上に資するもの…⑥</li> </ul>	建設局 道路計画課

項目番号	要望先	重 点 要 望 事 項	局 課 名
33 一部 変更	財務省 国土交通省	<p><b>国土強靭化のためのインフラ施設の点検・調査、改築・更新及び脱炭素事業に係る温室効果ガス排出量削減のための財政支援について 【財政措置】</b></p> <p>(1) 国土強靭化のためのインフラ施設の点検・調査、改築・更新に 係る必要財源の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点検・調査：下水管渠点検・調査、道路の路面下空洞調査</li> <li>・老朽化対策：緊急輸送道路や第三者被害の恐れのある箇所の 橋梁、地下道ポンプ施設、下水管渠</li> <li>・地震対策：下水管渠の耐震化 緊急輸送道路や避難所下流部 橋梁耐震化 JRを跨ぐ跨線橋 2橋 電線共同溝整備 IC～災害拠点病院 2地区</li> <li>・浸水対策：重点地区13箇所のうち特に優先すべき箇所 3箇所</li> </ul> <p>(2) 温室効果ガス排出量削減など地球温暖化対策に寄与する下水道 施設の改築に対する財政措置の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化した焼却炉を下水汚泥固体燃料化施設に改築 2基</li> </ul> <p>(3) 国土強靭化実施中期計画に基づく取組みを進めるために必要な 予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。また、流量が 多く、調査が困難である大口径の下水管渠の調査技術を確立 すること。</p>	建設局 道路計画課 下水道経営課
34 新規	国土交通省 財務省	<p><b>無電柱化の推進に向けた支援等について 【制度創設、制度改善、財政措置】</b></p> <p>(1) 単独地中化方式に係る電線管理者の費用負担が、電線共同溝方 式に係る電線管理者の費用負担と同等程度に軽減されるよう、 新たな財政支援制度を創設すること。</p> <p>(2) 電線共同溝方式に係る電線管理者の建設負担金について、適正 な負担となるよう見直しを行うこと。</p> <p>(3) 無電柱化推進施策について、十分な財源を確保すること。</p>	建設局 土木保全課 道路計画課
35 一部 変更	国土交通省 総務省	<p><b>安全・安心で快適な、魅力あるまちづくりに係る財政支援について 【財政措置】</b></p> <p>(1) 社会資本整備総合交付金等による持続的かつ安定的な財源を確 保すること</p> <p>ア 安全・安心で快適な、魅力と活力あふれる市街地整備の推進 について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検見川・稻毛地区土地区画整理事業</li> <li>・寒川第一土地区画整理事業</li> <li>・東幕張土地区画整理事業</li> </ul> <p>イ 魅力を高め、にぎわい創出に資する都市公園の再整備 の推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉公園再整備事業</li> <li>・通町公園再整備事業</li> <li>・動物公園スタート構想に基づく再整備事業</li> <li>・身近な公園のリフレッシュ推進事業</li> <li>・公園トイレの快適化推進事業</li> </ul> <p>ウ 安全で安心して住み続けられる住まい・まちづくりの実現に について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅等ストック総合改善事業</li> </ul>	都市局 市街地整備課 住宅整備課 緑政課

項目番号	要望先	重 点 要 望 事 項	局 課 名
36 一部 変更	環境省	<b>雑品スクラップに対する規制の拡充について</b> <b>【制度創設】</b> (1) 廃棄物処理法において指定されている有害使用済機器と同等の有害性を持つ機器について規制の対象とするよう制度を <b>早期</b> に構築すること。	環境局 産業廃棄物 指導課
37	環境省	<b>循環型社会形成推進交付金制度の充実について</b> <b>【財政措置】</b> (1) 循環型社会形成推進交付金の継続的な財源確保	環境局 廃棄物施設 整備課